

ねんりんピック彩の国さいたま2026 桶川市協賛取扱要項

1 目的

この要項は、ねんりんピック彩の国さいたま2026インディアカ交流大会（以下「大会」という。）における協賛の取扱いに関し、必要な事項を定める。

2 協賛の内容

この要項において「協賛」とは、大会の趣旨に賛同する企業、各種団体等（以下「協賛者」という。）が、ねんりんピック彩の国さいたま2026桶川市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が行う啓発及び歓迎装飾に係る物品、その他大会の運営に要する用具や実行委員会が必要とする物品等（以下「協賛物品」という。）について、提供又は貸与することをいう。

ただし、資金による協賛の申出があったときは、その資金は協賛物品を購入するための予算に充当し、受け入れるものとする。

3 協賛の手続き

- (1) 協賛は、実行委員会において受け入れる。
- (2) 協賛の申込みは、協賛申込書（様式第1号）により行う。
- (3) 実行委員会は、協賛の受入れを決定し、これを受領したときは、協賛受領書（様式第2号）を発行する。
- (4) 協賛物品の搬入、据付、撤去等に要する費用は、協賛者の負担とする。
- (5) 資金による協賛は、協賛者に対し、口座振込依頼書（様式第3号）により実行委員会が指定する口座への振込を依頼する。なお、振込手数料は協賛者の負担とする。
- (6) 実行委員会は、協賛金を拠出した協賛者に対し、協賛金領収書（様式第4号）を発行する。

4 協賛として受け入れられないもの

実行委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、協賛を受け入れないものとする。

- (1) 大会の趣旨に反するもの。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れがあると認められるもの。
- (3) 政治活動、宗教活動に係るものと認められるもの。
- (4) 個人の氏名を宣伝する恐れがあると認められるもの。

(5) その他、実行委員会において不適切と認めるもの。

5 協賛の表示

(1) 協賛物品には、協賛者の意向に応じ協賛の表示を行うことができる。

ただし、協賛物品に直接表示することが不適當な場合には、その他の方法により表示するものとする。

(2) 前号の協賛の表示は、表示方法、表示箇所、文字等の大きさ等について、実行委員会と協議し、実行委員会の承認を得て行うものとする。

6 協賛者への謝意

協賛の提供を受けたときは、協賛者に対し礼状等により感謝の意を表すとともに、必要に応じてホームページ等にその旨を掲載することができる。

7 協賛の受入期間

令和8年4月1日（水）～令和8年9月30日（水）

ただし、受入れ状況に応じて、受入期間を延長することができるものとする。

8 その他

この要項に定めるもののほか、協賛の取扱いに関し必要な事項は別に定めることができる。

附 則

この要項は、議決日から施行する。